

○日野市立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱

平成30年12月20日

制定

（目的）

第1条 この要綱は、日野市立図書館（以下「図書館」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「図書館ホームページ」という。）に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 図書館ホームページに掲載できる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 図書館ホームページの公共性及びその品性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館ホームページの広告として適当でないと認められるもの

2 前項の規定は、図書館ホームページに掲載した広告からのリンク先として広告主（第9条に規定する広告主をいう。）が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び当該広告主のホームページにおいて掲載されている広告主以外の情報の内容についても適用する。

（広告の掲載位置等）

第3条 広告の掲載場所は、図書館ホームページのトップページにおいて、図書館が指定する位置とする。

2 広告を掲載する枠の数は、最大6枠までとする。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、1カ月を単位とし、同一の広告につき最長12カ月までとする。

2 前項の場合において、月の初日から当該月の末日までを1カ月として算定する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル
- (2) 横150ピクセル
- (3) 4KB以内
- (4) GIF形式 (GIFアニメ不可)
- (5) 静止画

2 図書館ホームページへ掲載する広告は、図書館ホームページと同様に高齢者や障害者を含めた多くの人ができるように配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を点滅させることは、部分的なものも含め、認めない。

4 第1項の規定にかかわらず、教育長が当該広告の都合上特に必要があると認めたときは、別に指定する規格において広告を掲載することができる。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、広告1枠につき月額5,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告を6カ月以上連続して掲載する場合の掲載料は、次の各号に掲げる掲載月数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 6～11カ月 4,500円 (1枠当たり月額)
- (2) 12カ月 4,000円 (1枠当たり月額)

(広告主の公募)

第7条 教育長は、市広報、市ホームページ及び図書館ホームページにおいて広告主を公募するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 図書館ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、日野市立図書館ホームページ広告掲載申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を教育長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込みは、申込者1人につき、掲載を希望する期間中1枠とする。

3 教育長は、第1項の申込書を受理したときは、掲載の可否を決定し、日野市立図書館ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)又は日野市立図書館ホームページ広告非掲載決定通知書(第3号様式)により申込者に通知しなければならない。

4 広告掲載が適当と認める申込みが、第3条第2項に規定する掲載可能枠を超える場合は、次に定める順に掲載する広告を決定するものとする。

- (1) 日野市内に事業所等を有する法人、私企業又は自営業に係る広告
- (2) 掲載期間の長い広告
- (3) 前2号に規定する以外の広告

5 前項の規定による順序の同じ広告が複数ある場合は、抽選により決定する。

(広告の版及び版代)

第9条 前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、教育長が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

2 広告主は、広告原稿を作成するに当たっては、掲載する広告のデザインに関して必要な事項は、事前に図書館と協議しなければならない。

3 広告原稿の内容及び作成経費は、広告主の責任及び負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、第8条第3項の規定による広告掲載の決定を受けたときは、教育長が指定する方法により、教育長が指定する期日までに広告掲載料を全額前納しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、図書館の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、日野市立図書館ホームページ 広告申込内容変更届（第4号様式）により、速やかに教育長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) 広告主のホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) 広告主のホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、申込書又はその添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し)

第13条 教育長は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載

期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主のホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
- (3) 広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき。
- (4) 広告掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。
- (5) 当該広告を掲載することにより、図書館ホームページの公共性を害するおそれが生じたとき。
- (6) 広告主から広告掲載の取消しの申出があったとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認めたとき。

(損害賠償請求)

第14条 前条第2号及び第3号に該当する事由により図書館が被害を被った場合は、市長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

付 則(令和4年11月1日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）日野市教育委員会教育長

（申請者）

日野市立図書館ホームページ広告掲載申込書

バナー広告からの リンク先アドレス	
バナー広告の内容	☐ 添付の広告原稿のとおり ☐ 広告原稿未添付の場合はその内容 内容：
掲載希望期間	年 月から 年 月まで
申込みに係る担当者等	担当部署名： 担当者氏名： 電話番号： FAX 番号： E-MAIL：
その他	申込みに当たっては、日野市立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

第2号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

日野市教育委員会教育長

印

日野市立図書館ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、日野市立図書館ホームページ
広告掲載取扱要綱の規定に基づき、下記のとおり掲載をすることに決定したので通知します。

記

1. 掲載期間 年 月から 年 月まで

2. 掲載料金 円

3. 掲載条件 ※掲載にあたっては、次の条件を遵守してください。

- (1) 広告原稿を 年 月 日までに提出すること。
- (2) 広告掲載料を日野市が発行する納付書により、納付書発行日から起算して30日以内に納入(全額納付)すること。
- (3) 掲載する広告に関する一切の責任は、広告主が負うこと。
- (4) 掲載に関する事項は、担当職員と調整すること。

第3号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

日野市教育委員会教育長

印

日野市立図書館ホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった日野市立図書館ホームページへの広告の記載について、下記の理由により掲載できないので通知します。

記

掲載できない理由

第4号様式 (第12条関係)

年 月 日

(あて先) 日野市教育委員会教育長

(申請者)

日野市立図書館ホームページ広告申込内容変更届

日野市立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱第 12 条の規定により、次のとおり変更します。

☐ 広告掲載取下げ ☐ 広告の差替え ☐ アドレス変更 ☐ リンク先ホームページの障害発生 ☐ その他()	
変更後のアドレス	
変更後のバナー広告の内容	☐ 添付の広告原稿のとおり ☐ 広告原稿未添付の場合はその内容 内容:
変更日	年 月 日から 年 月 日まで
申込みに係る担当者等	担当部署名: 担当者氏名: 電話番号: FAX 番号: E-MAIL:
その他	変更届に当たっては、日野市立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。